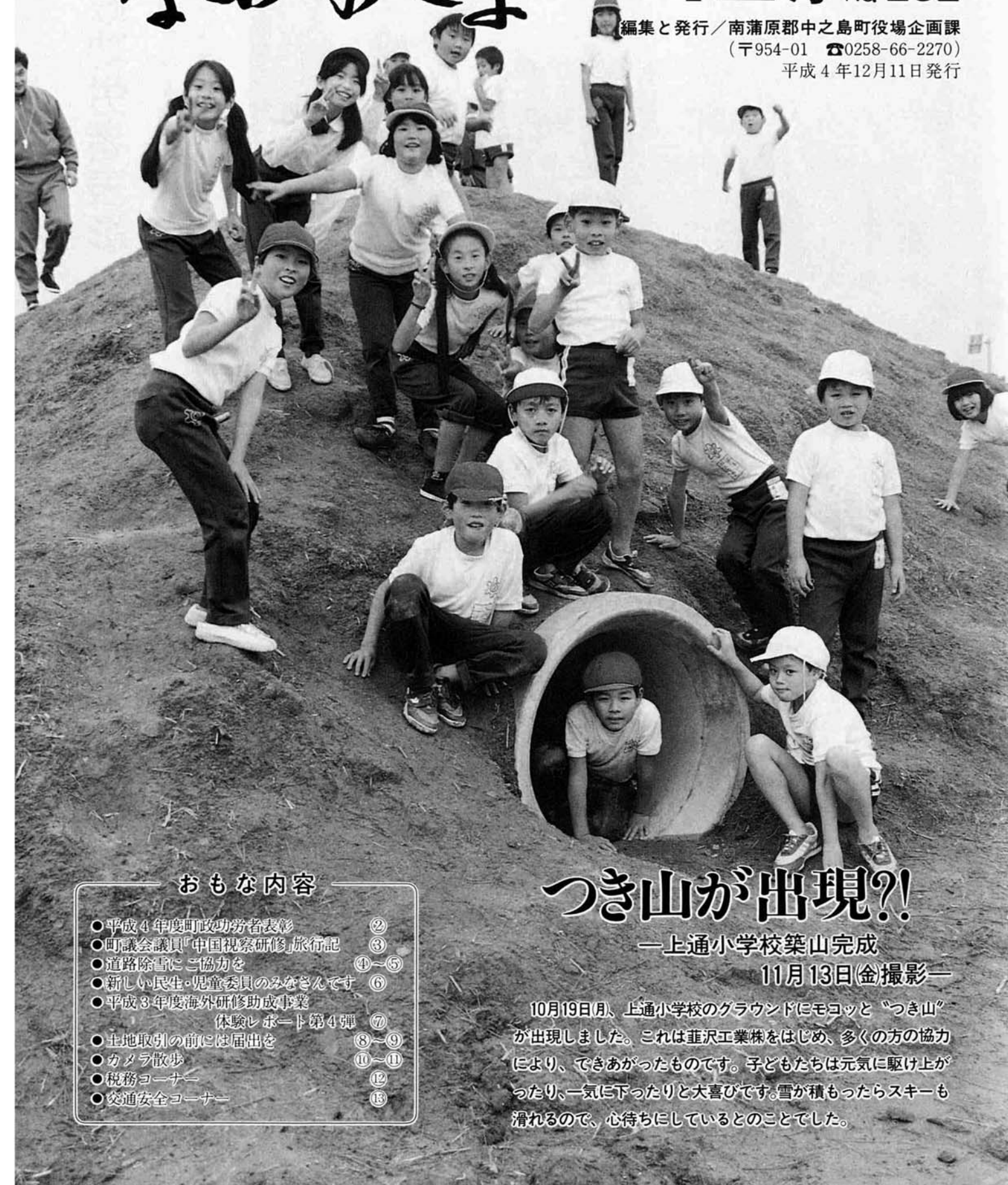


編集と発行／南蒲原郡中之島町役場企画課
(〒954-01 ☎0258-66-2270)
平成4年12月11日発行



おもな内容

- 平成4年度町政功労者表彰 ②
- 町議会議員「中国視察研修」旅行記 ③
- 道路除雪にご協力を ④-⑤
- 新しい民生・児童委員のみなさんです ⑥
- 平成3年度海外研修助成事業
体験レポート第4弾 ⑦
- 土地取引の前には届出を ⑧-⑨
- カメラ散歩 ⑩-⑪
- 税務コーナー ⑫
- 交通安全コーナー ⑬

つき山が出現?!

—上通小学校築山完成

11月13日(金)撮影—

10月19日(月)、上通小学校のグラウンドにモヨッと「つき山」が出現しました。これは葦沢工業様をはじめ、多くの方の協力により、できあがったものです。子どもたちは元気に駆け上がったり、一気に下ったりと大喜びです。雪が積もったらスキーも滑れるので、心待ちにしているとのことでした。

休日在宅

当番医の
お知らせ



月/日	内科医 (電話番号)	外科医 (電話番号)
12/13	村上医院 (☎63-4600)	見附南医院 (☎63-4477)
12/20	内島医院 (☎66-2446)	金井医院 (☎62-0116)
12/23	田崎医院 (☎62-1122)	寺師医院 (☎62-0137)
12/27	富田医院 (☎66-2226)	石川医院 (☎66-2140)
1/1	星野(見附)医院 (☎62-0998)	佐々木医院 (☎62-2357)
1/2	山喜医院 (☎62-0646)	見附南医院 (☎63-4477)
1/3	見附市立病院 (☎62-2800)	見附市立病院 (☎62-2800)
1/10	星野(今町)医院 (☎66-2103)	金井医院 (☎62-0116)
1/15	杏仁堂医院 (☎62-0123)	寺師医院 (☎62-0137)
1/16	霜鳥医院 (☎62-0579)	石川医院 (☎66-2140)
1/17	小林医院 (☎62-0562)	佐々木医院 (☎62-2357)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。

人口の動き

11月末日現在・(前月比)・〔前年比〕	
	〔同月比〕
人口	12,628人(+20) [+113]
男	6,171人(+8) [+74]
女	6,457人(+12) [+39]
世帯数	2,713戸(+6) [+50]

今月の納税

- 固定資産税(第3期)
- 国民健康保険税(第5期)
- 国民年金(第9期)

- 消防車・救急車の要請は☎119
- 無憂苑斎場の申込みは与板郷消防署
☎0258-72-2572

編

集

後

記

広報を担当して九ヶ月になりましたが、この間、初めて印刷屋さんへ行ってきました。昔は印刷屋さんという、整然と棚に活字が並べられ、一つ一つ手作業で並べていくというイメージがありましたが、現在はそんなイメージとはかけ離れ、パソコンなどのOA機器をフルに活用して、

このため意外に(?)室内はキレイに整頓されており、拍子抜けした感がありました。また印刷機はフル稼働していて、ちょうど長岡市の広報を印刷していました。こんな風に中之島の広報も印刷されてるんだと見ていると、無理な注文をするとかかなりの人に迷惑がかかるんだなあと思惑してしまいました。

行ってきました

中国へ



中之島町議会議員

中国視察研修旅行記



大明宮郷人民政府での懇談

町長及び町議会議員の一行十七名で、十月二十六日から三十一日まで中国を視察いたしました。視察の目的は、急激に変化する国際情勢と国交正常化二十周年を迎えた隣国の現状を、肌で感ずることでした。

まずは西安市。高さ十二メートルの城壁に囲まれた古都で、文化都市として栄え、日本の文化に大きく影響を与えた街です。一行が訪れたのは郊外の農村で、大明宮郷人民政府(前の人民公社)でした。副郷長の曹さんのお話では、この郷政府は人口一万八千人、戸数四千戸、十四の村からなり、小学校六、中学校二、各村単位に病院が設置され、一九七九年に解放区となり、一九八一年からは農地の個人所有が

認められ、収穫物の自由販売ができるようになったそうです。一行を代表して田口議長が、今回の訪問を機に「友好親善を深めたい」と挨拶し、十枚張りの絵紙をプレゼントしました。また質疑では農作物の作付制限の有無と販売方法、個人所有農地の配分、労働条件、課税、郷政府の組織と運営などについて、活発な意見交換が行われました。

また、一般農家も見せてもらいました。建物は煉瓦造りの二階建てで、カラーテレビや冷蔵庫、洗濯機、風呂などがあり、水道も完備しており、日本の中流以上ではないかと感じました。

このほか北京市と上海市の史跡や民情を視察しました。人と自転車の波は想像以上で、信号



農家の方々との記念写真

や横断歩道が少なく、自転車が自動車の前を巧みに通り抜けていました。歩道には一日中露店が並び、何でも売っていました。北京市内では、八年後のオリンピックを指し、ビルの建築ラッシュでした。しかし、ビルの谷間には昔ながらの建物が残っていました。小路に入ると自由市場があり、食料品、衣料品などの店で賑わっていました。

この視察を通じて、社会主義体制のもとで自由経済をどのように取り入れていくのか、外資による合弁会社への対応など、多くの課題が感じられました。駆け足での視察旅行でしたが、風俗、文化、国民性などが違う国について、日本の常識で判断するのは誤りだと痛感しました。



北京市内の故宮大和門



平成4年度町政功労者表彰

町の発展に尽くされた

一団体十五人を功労者として表彰

文化の日の十一月三日、町の発展に「尽力いただいた方々の」平成4年度町政功労者表彰式を、町農村環境改善センターにおいて行いました。

今年は一団体、十五人の方々に功労者として表彰し、今後ともますますのご健勝とご活躍をお祈りするとともに、紙面よりお祝いをいたします。(敬称は省略させていただきます。)

☆昭和四十七年設立以来永年にわたり、本町の剣道振興に寄与され優秀な選手を多数育成された外、青少年の健全育成と非行防止を推進されるなど本町スポーツ振興に貢献されました。

信条 剣友会 12年

☆町母子福祉協議会設立以来、会員相互の連携を保ちながら母子福祉の充実強化を図られた外、ボランティア活動にも積極的に参加されるなど町の福祉行政発展に寄与されました。

西沢 ヤイ(中之島第七) 21年

☆常に会員相互の連携を図り、町身体障害者福祉協議会の活動強化と地域の組織づくりに献身

的に意を注がれるなど町の福祉行政発展に寄与されました。

高橋 廣吉(大口) 27年

☆永年にわたり、公衆衛生事業に寄与され、予防活動並びに看護、保健事業の向上に貢献されました。

大橋 哲子(末宝)

☆常に率先して献血に協力され、かつ献血思想の啓発普及に努められました。

棚橋 佐多弘(大口) 50回

樋山 節子(中条宮村) 50回

山田 一正(中条中) 50回

小野 弘(福原) 50回

小林 高士(中条新田第二) 50回

☆永年町の特別職としてそれぞれの職務に尽力され、町勢発展に尽くされました。

○特別土地保有税審議会委員 栗林 義秋(真野代新田) 12年

○交通指導員 樋山 恭平(中条宮村) 12年

☆永年町職員として町政発展に尽力されました。

吉田 真沙子(見附市) 25年

加藤 節子(見附市) 25年

下田 テル(中之島第五) 43年

大竹 弘司(中之島第五) 42年

小林 勝治(見附市) 35年

第七回 町議会(臨時会)から

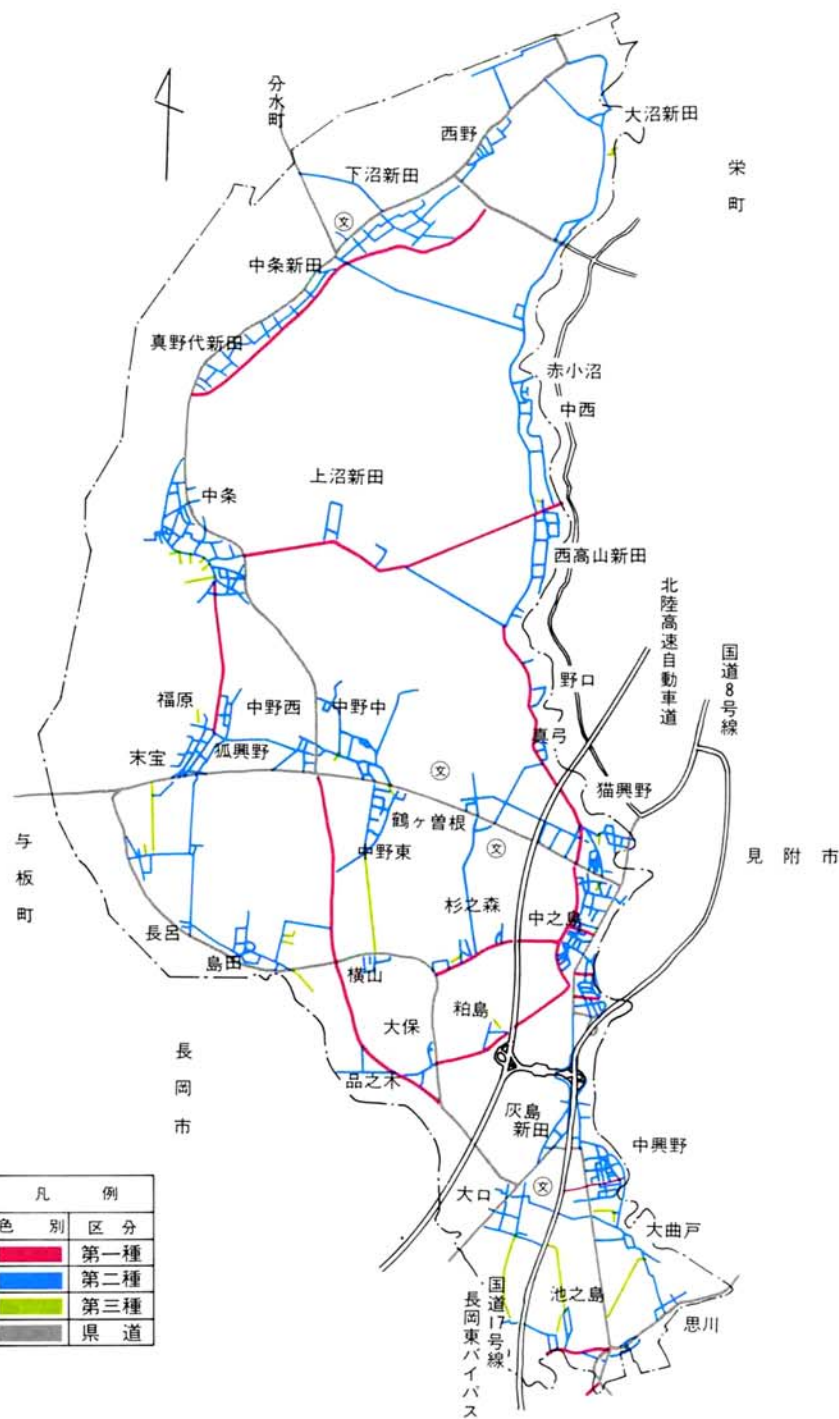
〔予算関係〕

平成4年度中之島町一般会計補正予算—補正額は四千九百十三万八千円を追加、総額四十二億二千三百九十三万四千円となりました。主な補正内容は次のとおりです。

- ・増額
- ・町道改良工事請負費 二百五十万円
- ・中之島・大沼線工事請負費(特殊改良一種事業) 四千万円
- ・中之島中学校融雪工事請負費 六百六十一万九千円

〔その他〕

- ・スクールバス購入契約について—随意契約
- ・一号汚水幹線下水道工事(第三次及び第四次)請負契約について—指名競争入札
- ※契約金額及び相手方は、十五ページ「たぐいまる工事」に掲載しています。



☆除雪計画の概要

左の図をご覧ください。この冬の町道の除雪計画図(総延長百十六・七〇キロ)です。

除雪対象路線を通勤や通学、その他利用度及び必要度に応じて次の三区区分に分け、町有二台及び町内業者から借り上げた四十二台の除雪機械により、除雪作業にあたります。

なお、出勤は降雪十センチを目安としていきます。

【第一種除雪】
二車線の幅員確保を原則とし、異常な降雪(一日の降雪量がおおむね五十センチ以上)以外は、常時交通を確保します。なお、異常降雪時においては、降雪後二日以内に二車線の確保を図ります。
(総延長二一・三二キロ)
【第二種除雪】

一車線の幅員確保を原則としますが、状況によっては待避所を設けます。異常降雪時には、降雪後三日以内に二車線の確保を図ります。
(総延長八十九・三四キロ)
【第三種除雪】
小型車の一車線の幅員を確保するよう努めますが、状況によっては一時交通不能になる場合もあります。
(総延長七・〇五キロ)

道路除雪にご協力を

—お問い合わせ先：町役場建設課 ☎66-2270内線27・28

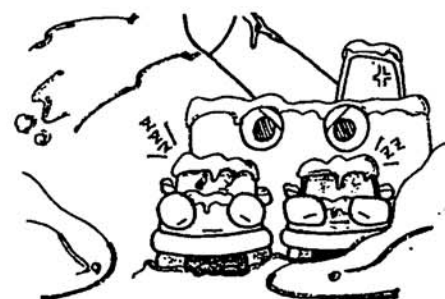


今年も本格的な雪の季節がやってきました。町ではみなさんの安全な生活と交通の確保を図るため、「冬期道路交通確保計画」を策定し、

道路除雪に万全を期すよう体制を整えました。お互いの協力により、安心して通れる冬の道路を確保しましょう。

☆ご注意ください

●路上駐車は絶対やらない



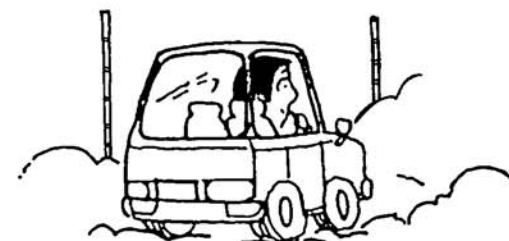
除雪作業中、路上放置の車に損害を与えても補償できません。

●出入口がふさがれたら各自で排雪ください



除雪した道路には、雪を出さないでください。

●竹ざおなどで目印を



危険な所には竹ざお等で目印をしてください。

●除雪機械には近寄らない



除雪作業中は危険です。小さいお子さんが近寄らないよう、保護者の方は十分気をつけてください。

小型除雪機械を購入しました



町では安全な通学路の確保のため、小型除雪機械を購入しました。特に交通量の多い町道中之島線の歩道除雪のため、中之島地区の除雪委員会に機械を貸与し、有効に活用していただくことになりました。

★冬期間の駐車禁止区間(12月1日～3月31日)

- ▼県道中野・三条線
 - ①中条入口～宮村までの1.7km
 - ②真野代新田入口～満州屋商店前までの1.6km
 - ▼県道見附・分水線
 - ①満州屋商店前～西野入口までの1.4km
 - ②西野～西野新田との境界までの1.7km
 - ▼町道中之島・大沼線(四間道路)
 - 中之島～刈谷田橋までの6.7km
- ※ 違反者は取り締まりの対象となりますのでご注意ください。

★その他こんな点にもご協力ください

- 屋根の雪降ろしが必要になり、やむを得ず路上に降ろす場合は、交通の支障とならないよう手際よく道路外へ片付けてください。
- 降雪により、立木や枝など道路を覆うおそれがあるものは、あらかじめ縄などで支えるか伐採をお願いします。
- 除雪作業は早朝や夜間が多いため、作業による騒音でご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。
- 消雪パイプ敷設地区では省エネルギーを図るため、次の時間について消雪パイプの運転を休止しますので、ご理

解・ご協力をお願いします。

[午後2時～3時・午後4時～5時の間]

- 雪捨て場は中之島地区内の刈谷田川大堰より200m下流の左岸河川敷を指定してあります。使用の際は、次の事項を厳守してください。
 - ①雪捨て前には必ず現場管理者である(株)丸月組(☎66-3837)に連絡し、指示に従ってください。
 - ②雪捨て作業時間は午前9時～午後4時までです。
- 乗り入れのための鉄板等、路上にあるものは撤去してください。破損しても保障できません。

新しい民生・児童委員のみなさんです

任期満了に伴う民生・児童委員に、十二月一日付けで次の二十一名の方を委嘱しました。地域福祉の向上のために、みなさんの良き相談相手として活躍いたたく方々です。なお、任期は三年間です。（敬称略、順不同）

①年齢 ②住所 ③職業 ④担当地区 ⑤新任再任の別



■野上 保一 67②中
之島第二③無職④五
百刈、藤山⑤再任



■吉藤 昇威 70②大
大口③僧侶④大口、
灰島新田⑤再任



■小坂井 一尾 64
②中之島第一③農業
④粕島、中之島第一
⑤新任



■野上 稔 63②大
曲戸③農業④大曲戸、
新栄、中興野⑤再任



■五十嵐 富美 60
②中之島第四③無職
④中之島第二、三、
四⑤再任



■丸山 綾 54②池
之島③農業④池之島、
押切駅前、坪根、押
切思川⑤再任



■下田 務 70②中
之島第五③呉服商④
中之島第五、六、七
⑤再任



■高野 積衛 64②
横山③農業④杉之森、
高畑、横山、大保、
品之木⑤再任



■原田 作蔵 72②
鶴ヶ曾根③農業④鶴
ヶ曾根、猫興野、真
弓、野口⑤再任



■藤澤 睦子 65②
宮内下村③無職④関
根、島田、長呂、宮
内、宮内下村、並木
新田⑤新任



■岩本 實 65②中
野東③農業④中野東
⑤再任



■吉水 昶吉 67②
稲島③農業④中野中、
中野西、稲島、横野
⑤再任



■佐々木 順司 58
②福原③会社員④末
宝、福原、興野、宮
内丁、狐興野⑤再任



■中村 貞吉 69②
中条第一③無職④中
条第一、上沼新田⑤
再任



■横山 晴雄 62②
中条宮村③建築業④
中条第二、中条宮村
⑤再任



■小黒 宗雄 66②
中条中③農業④中条
中、中条東⑤再任



■藤井 智子 61②
中条新田第一③無職
④真野代新田、中条
新田第一、二⑤新任



■安達 弥平 70②
下沼新田③農業④中
条新田第三、下沼新
田⑤再任



■石塚 金一 65②
西野③農業④西野、
西野新田⑤再任



■両田 和子 63②
西高山新田③農業④
中西、西高山新田、
六所⑤再任



■高森 恵二 69②
赤沼③石油小売業④
赤小沼、大沼新田⑤
再任

◇ ◇
任期満了に伴い、笹岡傳衛さん（並木新田）と斎藤徹さん（中条新田第一）が退任されました。長い間ご苦労様でした。

平成三年度海外研修助成事業

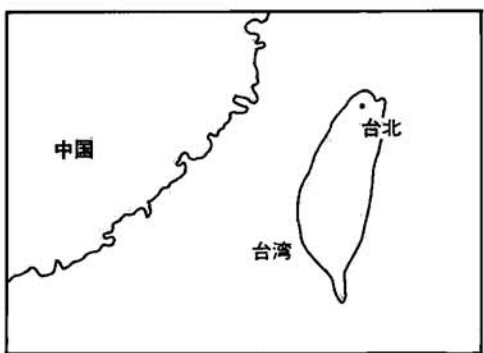
体験リポート第四弾

昨年度の海外研修助成事業の体験リポート紹介の四回目は、山本一成さん（杉之森）です。山本さんは、友人六人と講師を迎えての事前研修を行ったあと、台湾へ行きました。

台湾の人々の
人情にふれてみて



山本一成さん
(杉之森 自営業・仏像彫刻)



「台湾？エイズに注意しろよ」
出発する前、周りの人たちに知られる。先進国には平身低頭、反面台湾ははじめアジアの国々には、金持大国と鼻にかけ、蔑視する日本人。私たちは遠くの国より、まず近くの国々を理解するべきと考え、今回の旅行を計画したのだ。

日本を離れた日はあられが降り、寒い日、ポケットには使い捨てカイロを入れて行ったのに、台湾は二十八度であった。台北は車、オートバイ、そして人の洪水。どこでも、いつでも日本のラッシュ以上で、さらにオートバイの列、それもノーヘルで一台に二人乗りは当たり前で、五人乗りまである。夫婦の相乗りの間に子どもを挟んで乗っており、サカサカしながら、車は少しでもスキを見つければ、強引に割り込んでくる。そのため、ほとんどの車はキスだらけ。道の両脇は隙間なく車が止まっており、道路は半分しか使用できない。経済成長のおかげで三年



故宮博物館の前で記念撮影

前から車が急増したというが、排気ガスもひどく、町中がススけているみたいだ。

市内は、まだ大型店のない頃の二十年くらい前の日本という感じだった。物価は日本並なのに、給料はかなり低いから、日本より生活しにくいのではないかと。夜八時頃から十時過ぎまで、町は祭りのような人並になる。商店はもちろん、通路の脇には、敷物を敷いただけの露天商が隙間なく並んで、服や靴、カバンなどを売っている。果物や焼き菓、菓子、夜食の屋台も並んで、毎晩が祭り場のようであった。中には、日本語を使っ年寄りの売り手もいて、日本札の方が人気がある。

普通の観光客が行く場所も回

ったものの、人々の生活のニオイがする所へ行ってみると言ったら、公園の茶屋へ案内してくれた。近づくにつれて腐ったようなスゴい匂いに吐き気をもよおす。これは「匂い豆腐」というもので、魚等を腐らせた中に豆腐を漬けて、味がしみこんだら、出して油であげて食べるとか。物は試しと一皿。少しかじったら、ニオイが鼻から額の辺りにたまって、とても飲み込むことができない。仲間の中には、二、三個食べて「結構いける」というものもあるから分からないものだ。一晩たつても、体にしみついたニオイは消えなかった。

朝食はホテルでバイキング。食べていたら、背中合わせの日本人のテーブルで何かトラブルが発生。料理を取りに行ってきたら、テーブルの上に置いておいた四十万円入っている手提げ袋がないという。あのウェイトレスが通って行った」と呼びつけて、怒鳴っているが、ずいぶん失礼な話で、支配人などが来てみたが、結局分からずじまっていた。外国の怖さを目の当たりにした思いだったが、四十万円もの大金を手提げ袋に入れ、



台北のお寺「龍山寺」

大規模な土地取引の前には届出を

① 国土計画法のねらい

37万km²の日本の国土は、生活と生産を行う活動の基盤として、私たちが祖先から受け継ぎ、次代に伝えていかなければならない大切な資源です。私たちは、狭いながらも豊かな自然に恵まれたこの国土を大切に、有効に利用していかなければなりません。国土利用計画法は、このために制定された法律で

す。この法律は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防止するため、土地取引について届出制を設けています。一定面積以上の土地の取引をしようとするときは、この法律により、あらかじめ知事（中之島町長を経由）に届け出なければならぬことになっています。

② 届出の必要な土地

一定面積以上の土地取引には届出が必要です。

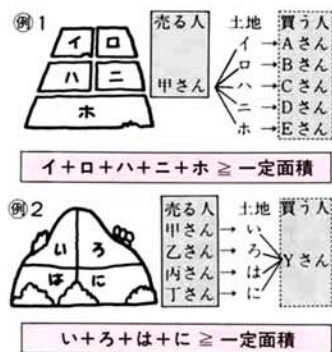
届出の必要な土地

① 監視区域 ●新潟市中心商業地の一部 ●湯沢町・場沢町 ●十日町市等1市8町2村の各一部（リゾート構想対象地域の重点整備地区の一部）	② ①の監視区域以外の区域（中之島町など） (イ) 市街化区域 2,000m² (ロ) (イ)を除く都市計画区域 5,000m² (ハ) 都市計画区域以外の区域 10,000m²
---	--

- 売買
 - 共有持分の譲渡
 - 営業譲渡
 - 譲渡担保
 - 代物弁済
 - 交換
 - 予約完結権、買戻権等の譲渡
 - 地上権、賃借権の設定・譲渡
- ※これらの契約は予約の場合でも事前に届出が必要です。

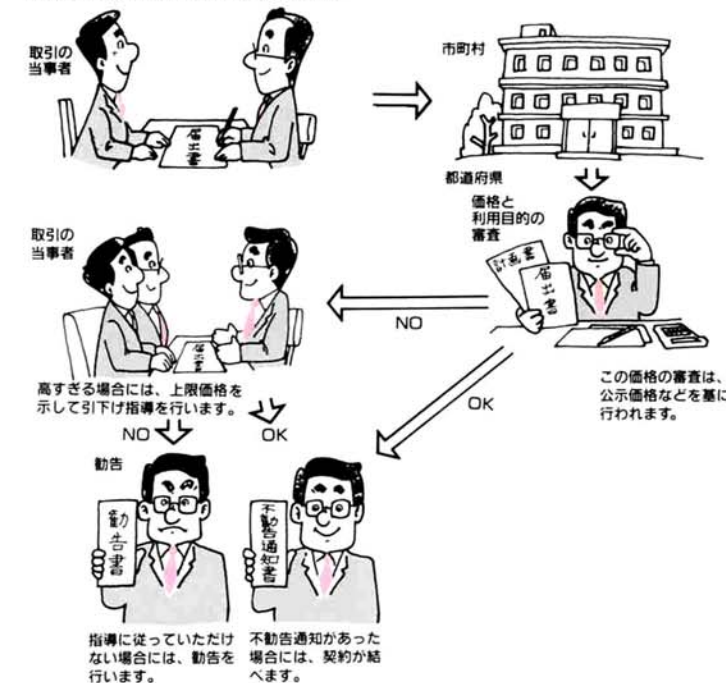
一団の土地

個々の取引面積は小さくても、合計して一定面積以上となる一団の土地取引には、届出が必要です。なお、建物や立木と併せての土地取引にも届出が必要です。



③ 届出から契約まで

契約を結ぶ6週間前までに市町村に届出。



④ 遊休土地制度

届出をして取得した土地が2年たっても利用されていない場合には、知事はその土地の有効かつ適切な利用を促進するため、その土地を「遊休土地」に指定し、所有者等に通知することができます。この通知を受けたときには、その土地の利用や処分計画を知事に届け出なければなりません。知事はこの届出を受けて、その土地の積極的な利用のために必要な助言や勧告をします。

⑤ 届出をしないと…

法律で罰せられます。届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をしたりすると、6ヵ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

地価公示と地価調査制度

地価の高騰を防ぎ、土地取引価格の目安とするため、調査地点を設定し、一定の期日に正常な土地価格を年1回公表する制度として、国が行う「地価公示」と県の「地価調査」があります。いずれの制度も、一般の土地取引や公共用地の取得価格の算定などにあたって、信頼度の高い指標をみなさんに提供しようとするものです。

- 公示価格(平成4年1月1日現在)<平成4年3月26日公示>
 - ◎中之島-1 中之島字腰巻6,659番
(市街化区域・住宅域) ……33,600円
 - ◎中之島-2 中之島字三並395番
(市街化区域・住居区域) ……32,600円
 - ◎中之島10-1 中条字宮村丙502番
(市街化調整区域) ……10,800円
 - 標準価格(平成4年7月1日現在)<平成4年9月20日公表>
 - 中之島(県)-1 中之島字腰巻469番
(市街化区域・住居地域) ……36,000円
 - 中之島(県)10-1 大口字居掛1,583番子外2筆
(市街化調整区域) ……15,400円
- ※価格はいずれも「更地」としての1m²当りのものです。

農業委員会委員選挙人名簿の登録受付は一月十日(日)まで

十二月下旬に嘱託員を通じ、農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を配布しますので、平成五年一月一日現在の状況を記入し、期限までに提出してください。記入は全てペン書きとし、押印してください。

申請に漏れがあると、委員選挙の投票ができなくなりますので、十分注意してください。

選挙権は町内に住所を有する方です。平成五年三月三十一日現在、年齢二十歳以上(昭和四十八年四月一日以前生まれ)で次に該当する人です。

- 十アール以上の農地につき耕作の業務を営む方
- 前項の方の同居親族またはその配偶者(ただし、その耕作に従事する日数が六十日以上の方)

工業統計調査にご協力ください

通商産業省では、工業統計調査、石油等消費構造統計調査、新潟県地場中小工業統計調査を十二月三十一日現在で実施します。調査の対象となった事業所には、担当地区の調査員が十二月中旬に調査票を配布し、一月中旬頃に回収がかかります。

調査の内容は、統計以外の目的に使用されることは決してありませんので、安心してご協力ください。

○皆川 久雄(赤小沼)
・信条、西所、三沼地区及び猫興野、真弓、野口

○田辺 正男(中条第二)
・中野、中条地区及び鶴ヶ曾根

○石橋 亮助(中之島第二)
・中之島、上通、中通地区及び五百刈、粕島

国の戸籍手数料令の改正により戸籍手数料が改定されます

～平成5年1月1日から～
—戸籍手数料一覧表—

申請内容	手数料額
①戸籍の謄抄本	1通 400円
②除籍の謄抄本	1通 700円
③戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件 300円
④除籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件 400円
⑤届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書	1通 300円
⑦届書その他の書類の閲覧	書類1件 300円

年末・年始の役場等の業務のご案内

日ごみの個人搬入は午前中限りです。

○年末——十二月二十八日(月)が御用納めとなります。なお、休み中でも死亡・出産・婚姻などの届出は受け付けます。

○年始——一月四日(月)が仕事始めです。(午前中のみ)

★お願い
○し尿の汲み取りは、年末に申込が集中するため、回りきれないところが出るだけでなく、冬期間は雪のため車が入れなくなるおそれもありますので、十分余裕をみて申してください。

○燃えるゴミの中には、絶対に不燃物を混ぜないでください。また大根、白菜等の農作物のゴミについては自家処理をお願いします。

■町役場
○年末——十二月二十八日(月)が御用納めとなります。なお、休み中でも死亡・出産・婚姻などの届出は受け付けます。

○年始——一月四日(月)から平常業務。ただし、三十一日(木)まで閉館します。

■刈谷田荘
十二月二十九日(火)～一月四日(月)まで閉館します。

税の役割の大切さを理解していただくために

税の役割や納税の大切さを正しく理解していただくために、三条税務署、三南地区納税貯蓄組合連合会、中之島町租税教育推進協議会では毎年「税を知る週」



中之島中学校2年 山崎 香翠さん

税金をよりよい生活のために...

私たちの生活に深く関係しているもの。その一つに税が挙げられます。税は公共施設、社会保障など、私たちが毎日をよりよくするために必要なものなのです。その税はどんなものにかかけられているのでしょうか。調べてみると、実に様々なものがあります。所得税、相続税、たばこ税、自動車税、それに温泉に入浴するときにも税がかかります。では

ございました。今回これらの応募作品の中から、新潟県納税貯蓄組合連合会長賞並びに中之島町租税教育推進協議会長賞最優秀に選ばれた中之島中学校二年、山崎香翠さんの作文を紹介いたします。これらの貴重な考え方が素直に正しく育てられることを願うものです。

楽しく、幸せに生活している老夫婦。その違いはやはり社会保障費にあると思います。

社会保障費の国民負担率は日本で三十八・七％。これに比べてスウェーデンは七十七％。スウェーデンの方がはるかに高いことがわかります。つまりスウェーデンでは、国民が国民が支えていることになるのです。また、一人当たりの社会保障費は日本で二十九・五万円、これに対してスウェーデンは八十五・九万円と、日本の三倍近くもあるのです。これらのことをまとめると、日本では納税額が低ければ受けられる社会保障費も低額で、スウェーデンでは、納税額が高くてそれだけ高額な社会保障費が受けられるのです。スウェーデンだけでなく、デンマー

クなどの北欧の国々でも同じことがいえます。日本が「経済大国」ならば、北欧は「社会保障大国」なのです。日本の税金は国民に「高い、高い」といわれてあまり評判がよくありませんが、それは高いと思いきまれているだけかもしれない。税が国民のために使われているのであれば、誰も高いなどとは思わないでしょう。不満を持つこともないでしょう。もっと税をクリーンなイメージ

で使うには、国民が国民を支えているという、すばらしいチームワークづくりが大切だと思います。人々のくらしがよくなるように、そして北欧の国々のように老後も安心して生活を送れるように。そんな人々の願いを税によってかなえられるのなら、高いと思われてきた税も、国民の理解を得られるのではないのでしょうか。よりよい生活のために、税金を有意義に使ってくださるようになってほしいです。

町交通指導員に四名が再任



小木 弘治さん (中之島第2)



吉村 澄男さん (中野東)



田中 勇吉さん (大口)



大倉 徳男さん (下沼新田)

任期満了に伴う町交通指導員に十月一日付で、吉村澄男さん(中野東・五十七歳)、小林弘治さん(中之島第二・五十三歳)、大倉徳男さん(下沼新田・五十

五歳)、田中勇吉さん(大口・五十三歳)の四名が再任されました。任期は二年です。どうぞよろしくお願いします。

交通安全 コーナー

スパイクタイヤの違反者には罰則が適用されます

平成二年に「スパイクタイヤ粉じん発生防止に関する法律」が制定され、平成三年四月一日から施行されています。さらに今年の四月から指定地域でのスパイクタイヤの使用が法律で罰せられるようになり、実質的にこの冬から適用されます。スパイクタイヤで削り取られた粉じんをなくし、きれいな空気の中で生活できるよう、積極的にスタッドレスタイヤを使用しましょう。

スパイクタイヤは、圧雪路や凍結路で高い走行性能を発揮します。その反面、乾燥路では表面のアスファルトを削り、粉じんを巻き上げます。この粉じんは道路を傷めるだけでなく、人体へ悪影響を与えてしまいます。呼吸によって肺の中に溜まり、健康を脅かす原因になるからです。

十万円以下の罰金 刑罰として処分

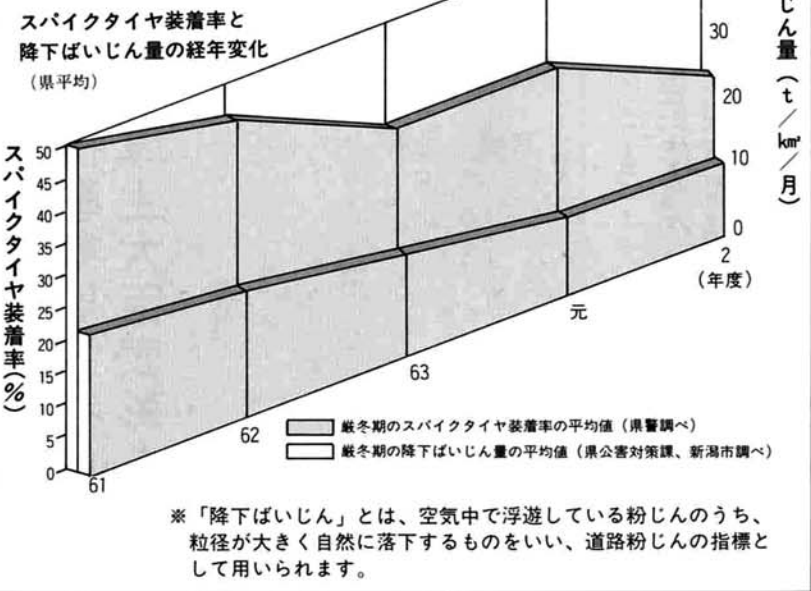
平成二年六月に「スパイクタイヤ粉じん発生防止に関する法律」が制定され、昨年四月から指定区域内のスパイクタイヤの使用が法律で禁止されました。(本町も指定区域です。) さらに今年の四月から(実質的にはこの冬から)、違反者には罰則が適用されるようになりま

した。罰金は十万円以下ですが、交通違反などの行政罰ではなく、刑罰として処理されることになります。「違反キップを切られて、罰金を払えばおしまい」とはいかなくなりま

- ①スピード十キロダウン、安全速度を守りましょう。
- ②急加速、急ブレーキ、急ハンドルなどの急激な操作は避けましょう。
- ③車間距離は通常の二倍以上とりましょう。
- ④視界が悪いときは、前方をよく見て早めに徐行しましょう。
- ⑤4WDの過信は禁物です。

粉じんの低下は装着率がカギ

脱スパイクタイヤにより粉じん量はこんなに減少します。



冬道での「安全運転」五原則

これによってさらに「脱・スパイクタイヤ」の意識が高まり、粉じんの量も、確実に低下するでしょう。



急激な操作は危険です

区分	件数		死者		傷者	
	11月中	累計	11月中	累計	11月中	累計
平成4年	3	58	0	1	3	75
平成3年	3	44	0	2	3	56
比較増減	±0	+14	±0	-1	±0	+19

死亡事故0 連続198日 12/3現在

吉藤晃威さん(大口)

**社会福祉事業功労者として
厚生大臣表彰を受賞**



吉藤 晃威さん
(大口)

この度、吉藤晃威さん(大口)が、社会福祉事業功労者として厚生大臣表彰を受賞されました。

吉藤さんは二十七年以上もの永きにわたり、民生・児童委員として在職され、地域福祉に貢献されたことに対する受賞となったものです。今後の益々のご活躍をお祈りするとともに、紙上より受賞をお祝いいたします。



**国民年金コーナー
国民年金の保険料は
課税所得額から控除されます**

今年も所得税の年末調整が行われる季節になりました。

国民年金の保険料は、所得税や町民税を算出する際に、全額が社会保険料控除の対象として、課税所得から差し引かれます。

控除の対象となるのは、今年一年間に納めた保険料の合計です。今年納めたものであれば、過去の未納保険料や免除期間の追納保険料も対象になります。給与所得者で年末調整される方は、忘れずに手続きを行って

●平成4年の保険料額

月 額	定 額	1月～3月	9,000円
		4月～12月	9,700円
		付加保険料	400円
年 額	定額保険料	114,300円	
	付加保険料	4,800円	
	定額+付加	119,100円	

ください。

善意をありがとう



この度、次の方より寄付をいただきました。紙上より厚くお礼申し上げます。

〔町社会福祉協議会へ〕
○チャリティー実行委員会より
〔消費者協会・商工会商業部・商工会婦人部・農青サークル〕
・車イス、ステン処置台各一台、約十六万円相当の介護用品

**五回以上の献血者を
表彰します**

町では、献血事業の推進と普及を図るため、五回以上献血を



していただいた方を表彰いたします。該当する方は、次の要領により、申請してください。

○対象者
五回以上献血された町内在住者で、今まで町から表彰等を受けたことのない方。

○申請期間
平成五年一月末日まで

○持参品
献血手帳、印鑑

○申請窓口
町役場保健衛生課

必要なときに必要なだけの在宅福祉サービスを

木枯らしか吹くようになるとお年寄りが独りで家にいるとき、火の始末も案じられ、昼間留守がちな家庭にとっては、心配な季節がやってきました。そんなときホームヘルパーの利用をお勧めします。

○寂しがっているお年寄りの話し相手に
○部屋の掃除や食事の世話に
思い切って利用したサービスで家族の心のゆとりと本人の気持ちが、きっと変わるでしょう。そして、人と接することにより、自分の心を開き、楽しみを見出すことと思います。

ヘルパーの利用、ディサービス、ショートステイ等福祉の制度については、お気軽に町住民福祉課へご相談ください。

**国立療養所寺泊病院では
看護婦及び准看護婦を
募集しています**

国立療養所寺泊病院では、次により看護婦及び准看護婦を募集しています。

- 職 種 看護婦・准看護婦
- 給 与 病院規定によります
- 就労時間 3交代勤務
- 募集人員 若干名
- その他 詳細は面談によります
- 問い合わせ先

三島郡寺泊町下桐850-1
国立療養所寺泊病院庶務課
(☎0256-98-2175内線215)



**平成5年1月1日から
登記手数料が改定されます**

平成5年1月1日から、登記簿の謄本・抄本、登記事項証明書等の交付に要する手数料の額が、600円から800円に、登記簿の閲覧等の手数料の額が300円から400円に改定されます。

—登記手数料一覧表—

申 請 内 容	手 数 料 額
1 登記簿の謄本・抄本、登記事項証明書 1通の枚数が10枚を超えるものについて、その超える枚数5枚までごとに加算する額	1通 800円 200円
2 商号・未成年者・後見人・支配人登記簿の謄本・抄本	1通 400円
3 登記簿又はその附属書類の閲覧 (1登記用紙(事件))	400円
4 登記事項要約書 1 登記簿に關する記載部分の枚数が5枚を超えるものについて、その超える枚数5枚までごとに加算する額	1登記用紙400円 100円
5 地図又は建物所在図の全部又は一部の写し (1原簿)400円	400円
6 地図又は建物所在地の閲覧 1枚	400円
7 登記事項に変更がないこと、ある事項の登記がないことの証明 1件	400円
8 印鑑の証明書 1通	400円
9 損害賠償登録簿の謄本・抄本 1通の枚数が10枚を超えるものについて、その超える枚数5枚までごとに加算する額	1通 800円 200円
10 損害賠償登録簿又はその附属書類の閲覧 (1登録用紙(事件))	400円

●数字の区分については、従来どおりです。

献血会場のお知らせ

次の日時で献血会場を開設します。

○日 時 12月25日(金)
午前10時～午後0時まで
午後1時～午後3時まで

○会 場 町役場前

○問い合わせ先 町役場保健衛生課

**農業用軽油免税証の交付
申請手続きのお知らせ**

農業用軽油免税証の交付申請については、販売店(農協、石油販売店など)単位で関係農家分を取りまとめて、一括交付申請になっています。

平成5年分の免税証の交付を希望される農家の方は、販売店で申請手続きを12月末日までにお済ませください。

○問い合わせ先 三条財務事務所課税課課係係 (☎0256-36-2206)

たにま五事申 (入札結果から)

場 所	工 事 名	工事費	工事者名	定 率
真 弓	1号汚水幹線下水道工事(第3次)	4,326	株式会社 松井組	5. 3.22
野 口	1号汚水幹線下水道工事(第4次)	3,966	株式会社 第一和光	5. 3.22
中野東	中之島中学校融雪施設第4次工事	670	丸 寅 建設 ㈱	4.12.28
中野東	中之島中学校融雪施設第5次工事	520	㈱ 遠 藤 建 設	4.12.28
中野東	中之島中学校融雪施設第6次工事	927	日新設備工業 ㈱	4.12.28
池之島	池之島居掛2号線(池之島橋)右岸 取付道路改良工事	1,102	㈱ 松 井 組	5. 2.15
池之島	池之島居掛2号線(池之島橋)左岸 取付道路改良工事	973	㈱ 第一和光	5. 2.15
中興野	中興野居浦付4号線改良工事	484	松井木材建設	5. 1.30
中之島	大堰刈谷田線道路維持修繕工事	933	㈱ 室 橋 組	4.12.31
中 条	宮村僧田線防護柵設置工事	221	㈱ 第一和光	5. 1.15
六 所	中之島大沼線道路舗装第1次工事	968	㈱ 松 井 組	5. 1.20
灰島新田	第62号農業集落排水路整備第1次工事	1,492	㈱ 室 橋 組	5. 3. 8
中 西	第117号農業集落排水路整備第1次工事	340	㈱ 遠 藤 建 設	4.12.23
中 西	中西村中5号線路線測量簡易設計委託	306	㈱ 川 崎 設 計	5. 3. 3
大 口	第287号線道路整備測量設計作業委託	64	㈱ 旭 工 務 店	5. 1. 2
六 所	中之島大沼線道路舗装工事	762	㈱ 遠 藤 建 設	5. 2. 8
大 口	大口池之島1号線道路維持修繕工事	484	㈱ 重 沢 工 業	5. 2.23
中 条	宮村12号線道路維持修繕工事	227	㈱ 滝 沢 商 会	5. 2. 8
中野東	中之島中学校融雪施設附帯工事	371	㈱ 宝 建 設	5. 3. 5
中之島	中之島住宅団地造成第1次工事	3,245	㈱ 第一和光	5. 3.20
大曲戸	消防ポンプ置場新築工事	174	原田工務店	5. 1.10
中 条	消防ポンプ置場建築工事	169	山 宇 工 務 店	5. 1.10
中野西 中野中	第13工区防犯灯設備工事	202	中条電機商会	5. 1.25

中途失聴者・難聴者のみなさん
「新潟県中途失聴・難聴者協会」
に入会しませんか?

○中途失聴者とは、病氣、薬害、事故、老人性など様々な原因で聴力を失ったり、聴力が落ちたりした人をいいます。

「聞こえない」「聞こえにくい」ために、対話がうまくいかず、様々な困難に直面し、精神的な苦痛と社会的な不便さははかり知れません。さらに外見上障害が分からないため、誤解やトラブルを招きやすいなどの悩みを抱えているにもかかわらず、福祉の谷間に置かれているのが現状です。

○今年五月、新潟県に初めて、「新潟県中途失聴・難聴者協会」が設置され、いろいろな「聞こえの保障」を求めて積極的な活動をしています。

○同じ障害や悩みを持つ仲間同志、助け合い、励まし合って人生に希望と生きがいを見だし、様々な困難を克服しましょう。

○問い合わせ先
見附市今町鶴頭宅(☎FAXとも六六一六五七二)まで